

京都市再犯防止推進計画に掲げる具体的な取組施策の状況について（柱１）

計画の柱	取組施策（中項目）	番号	取組施策（小項目）	担当課	取組内容	事業名（あれば記載）	令和6年度の取組状況		令和7年度の取組予定
1 住居・就労の確保等による社会の居場所づくり	(1) 刑務所出所者等が住居を確保しやすい環境づくりを推進します。	1	刑事司法関係機関等との連携による切れ目のない支援の推進	福祉のまちづくり推進室	刑事司法関係機関等が適切な福祉関係機関等に迅速・円滑に相談・調整が行えるようサポートするとともに、関係者同士の顔の見える関係づくり等を進めることにより刑務所出所者等に対する福祉の支援につなぐ調整をより円滑化し、切れ目のない支援を推進します。	再犯防止推進事業	実施済	刑事司法関係機関等が行う福祉の支援につなぐ調整をより円滑化するため、引き続き「更生支援相談員」を1名配置（主な取組内容） ○刑事司法関係機関等からの相談対応（43件） ○刑事司法関係機関等との連携強化等のための協議（136件） ○関係者同士の顔の見える関係づくり等を目的とした刑事司法関係機関等と連携した研修会の開催（2回）	引き続き、更生支援相談員を中心に、刑事司法関係機関等が適切な福祉関係機関等に迅速・円滑に相談・調整が行えるようサポートするとともに、刑事司法関係機関、地域福祉関係機関、本市関係課等のノウハウ向上や顔の見える関係づくりのための研修会を施設見学やグループワークなど効果的な手法により開催予定。
		2	ハンドブック「つなぐつながる」を活用した相談・支援機関につながりやすい環境整備	福祉のまちづくり推進室	ハンドブック「つなぐつながる」について、掲載内容の充実や配布先の拡大により、犯罪をした人が住居の確保や福祉サービスの利用等につながりやすい環境整備を推進します。	再犯防止推進事業	実施済	京都刑務所をはじめとした大阪矯正管内にある矯正施設等、保護観察所や更生保護施設等の市内の保護観察の現場、京都地方検察庁でハンドブックの趣旨を説明したうえで、対象となる方に直接配布する他、犯罪をした人等を支援いただいている方々に配布。 加えて、新たに市内警察署に配架し、微罪処分者やその家族等へ配布。	ハンドブック掲載内容の一部改訂を行うとともに、引き続き、京都刑務所をはじめとした大阪矯正管内にある矯正施設、保護観察所や更生保護施設等の市内の保護観察の現場、京都地方検察庁、市内警察署において、対象となる方に直接配布する他、犯罪をした人等を支援いただいている方々に配布する。
		3	京都市再犯防止推進会議における関係機関との連携による再犯防止の取組の着実な推進	福祉のまちづくり推進室	京都市再犯防止推進会議において、本市における再犯防止の取組の進ちよく管理を行うとともに、関係機関との連携のもと、住居確保や就労支援、保健医療・福祉サービスの利用促進、民間協力者の活動支援等の取組を着実に推進します。	再犯防止推進事業	実施済	京都市再犯防止推進会議を9月、3月に開催し、京都市再犯防止推進計画の進捗管理を行うとともに、令和7年度の計画改訂に向けた協議を実施。	引き続き、京都市再犯防止推進会議を開催し、京都市再犯防止推進計画の進捗管理を行うとともに、計画改訂に向けた協議を実施する。
		4	居住支援法人の開拓等による住宅の確保に配慮を要する人に対する支援の推進	住宅政策課	指定権者である京都府と連携した住宅確保要配慮者居住支援法人の開拓等の取組により、高齢者など住宅の確保に特に配慮を要する人を受け入れる民間賃貸住宅の拡充と円滑な入居を推進します。	居住支援法人連絡会	実施済	・京都府と連携し居住支援法人連絡会を開催（年2回） ・新規に京都府の指定を受けた居住支援法人に対して、事務局の京安心すまいセンターから、京都市居住支援協議会の概要説明や事業内容についてのアンケート、すこやか住宅ネットの紹介等を行った。	引き続き、府市協調で居住支援法人連絡会を開催し、法人同士の連携、行政との連携を図り活動の底上げを図る。
		5	京都市居住支援協議会（京都市すこやか住宅ネット）による高齢者等が民間賃貸住宅に円滑に入居できる取組の推進	住宅政策課	京都市居住支援協議会（京都市すこやか住宅ネット）による、高齢であること等を理由に入居を拒まない「すこやか賃貸住宅」の登録促進や、住み替え支援や定期的な見守り等を行う京都市高齢者すまい・生活支援事業等を不動産関係団体や社会福祉関係団体と連携して実施することにより、高齢者等が民間賃貸住宅に円滑に入居できる取組を推進します。	京都市居住支援協議会	実施済	・高齢者等の入居を拒まない賃貸住宅（すこやか賃貸住宅）やすこやか賃貸住宅協力店の登録を促進し、ホームページで発信するとともに、相談窓口で紹介した。（R7年3月末 登録住宅数 5,675戸 協力店137店） ・不動産事業者による「低廉なすまい」と社会福祉法人による「見守り」等のサービスを一体的に提供する「高齢者すまい・生活支援事業」を実施した。	引き続き、高齢者等の入居を拒まない賃貸住宅（すこやか賃貸住宅）やすこやか賃貸住宅協力店の登録を促進し、ホームページで発信するとともに、相談窓口での紹介などを行う。
		6	高齢者等が市営住宅を利用しやすい環境整備	住宅管理課	優先入居の取組など、高齢者や障害のある人、生活困窮者にとって市営住宅を利用しやすい環境づくりを推進します。	なし	実施済	保証人制度の廃止や優先入居の取組等、市営住宅のセーフティネット機能を強化し、高齢者や障害のある人、生活困窮者にとって、市営住宅を利用しやすい環境整備に取り組んだ。	高齢者や障害のある人、生活困窮者にとって、市営住宅を利用しやすいよう、手すりやスロープの設置等、引き続き環境を整えていく。
		7	生活困窮者自立支援制度、生活保護制度等による生活困窮者の住居の確保	福祉のまちづくり推進室	生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業や住居確保給付金支給事業、生活保護制度に基づく住宅扶助の実施により、生活困窮者が住居を確保できるよう支援します。	生活困窮者自立相談支援事業 住居確保給付金支援事業	実施済	○生活困窮者自立相談支援事業 ・相談受付件数 1,028名 支援対象者数 302名 ○住居確保給付金支援事業 ・支給決定件数 124件	引き続き、生活困窮者自立相談支援員による生活にお困りの方への相談や支援に取り組むとともに、住居確保給付金支給事業による家賃補助と就職支援を実施していく。
		8	一時的な宿泊場所の提供及び地域における安定した住居の確保	福祉のまちづくり推進室	緊急一時宿泊施設の提供により、住居を失った人の一時的な宿泊場所を確保します。また、自立に向けた支援プランを作成し、地域における安定した住居を確保できるよう伴走型の支援を実施します。	ホームレス緊急一時宿泊事業 日常生活訓練事業 ホームレス訪問相談事業	実施済	○ホームレス緊急一時宿泊事業（生活再建一時宿泊事業を含む） ・宿泊実人数 368名 ○日常生活訓練事業（令和6年10月から事業開始） ・宿泊実人数 8名 ○ホームレス訪問相談事業 ・面談件数 1,245件	引き続き、住居を失った方に対して、一時的な宿泊場所の提供や相談・支援に取り組む。
		9	高齢者、障害のある人等を受け入れる社会福祉施設の整備	障害保健福祉推進室	京都市民長寿すこやかプラン、はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン等に基づき、高齢者、障害のある人等を受け入れる社会福祉施設の整備を推進します。	なし	実施済	○民間社会福祉施設整備事業の実施（京都ふれあい工房）（福）伏見ふれあい福祉会が運営する就労継続支援B型事業所の建物について、耐震基準を満たしていないため、法人が建て替えを行うにあたり、その経費の一部を助成した。（令和6年度中に事業が完了しなかったため令和7年度繰越中）	○民間社会福祉施設整備事業の実施（山科工房）（一社）京都手をつなぐ育成会が運営する就労継続支援B型事業の建物について、その改築経費の一部を助成する。 ○民間社会福祉施設整備事業の実施（（仮称）みやこ壬生グループホーム）（福）みやこが運営する共同生活援助事業所の建物について、その建設経費の一部を助成する。
				健康長寿企画課		老人福祉センターの運営	実施済	実施済み／老人福祉センターの運営により、高齢者の社会参加を促進した。	老人福祉センターの運営により、高齢者の社会参加を促進する。
				介護ケア推進課		介護基盤等整備	実施済	令和6年度中の特別養護老人ホームの新規開所無し。	・公設特別養護老人ホームの3施設を開所（令和7年4月1日開所/定員93名分（3施設合計）） ・民設特別養護老人ホーム1施設が増床（令和7年10月1日増床予定/定員18名分の増床）
	(2) 刑務所出所者等が意欲や能力に応じて就労できる環境づくりを推進します。	1	刑事司法関係機関等との連携による切れ目のない支援の推進【再掲】						
		2	ハンドブック「つなぐつながる」を活用した相談・支援機関につながりやすい環境整備【再掲】						
		3	京都市再犯防止推進会議における関係機関との連携強化と再犯防止の取組の着実な推進【再掲】						
		4	京都保護観察所が開催する刑務所出所者等就労支援推進協議会への参画による関係機関との連携強化	福祉のまちづくり推進室	京都保護観察所が開催する刑務所出所者等就労支援推進協議会に参画し、刑務所出所者等を雇用に結び付けるための方策等について情報交換や協議を行うなど、地元経済団体を含む関係機関との連携強化を図ります。	再犯防止推進事業	実施済	刑務所出所等就労支援推進協議会にオブザーバーとして参画し、本市の就労支援について説明した。	引き続き、刑務所出所者等就労支援推進協議会に参画し、本市の再犯防止の取組や就労支援施策の周知を行い、刑事司法関係機関等との更なる連携を図っていく。

計画の柱	取組施策(中項目)	番号	取組施策(小項目)	担当課	取組内容	事業名(あれば記載)	令和6年度の取組状況		令和7年度の取組予定
		5	生活困窮者自立支援制度、生活保護制度等による生活困窮者の就労支援	福祉のまちづくり推進室	生活困窮者自立支援制度、生活保護制度等に基づく自立相談支援事業、就労意欲喚起等支援事業、チャレンジ就労体験事業、京都市自立支援センターにおける支援等により、生活困窮者の就労の確保、定着を推進します。	生活困窮者自立相談支援事業 就労意欲喚起等支援事業 チャレンジ就労体験事業 ホームレス自立支援センター事業	実施済	○生活困窮者自立相談支援事業 ・相談受付件数 1,028名 支援対象者数 302名 ○就労意欲喚起等支援事業 ・支援者数 1,152名 就職者数 512名 ○チャレンジ就労体験事業 ・支援対象者数 123名 就職体験者数 98名 ○ホームレス自立支援センター事業 ・新規入所者数 74名 就労者数 22名	引き続き、各種事業における支援等による生活困窮者の就労の確保、就労の定着に取り組んでいく。
		6	区役所・支所における福祉・就労支援コーナーの設置による就労支援	福祉のまちづくり推進室	生活保護受給者等就労自立促進事業として区役所・支所に設置する福祉・就労支援コーナーにおいて、就職支援や求人情報を提供することにより、生活困窮者の就労を支援します。	生活保護受給者等就労自立促進事業	実施済	○生活保護受給者等就労自立促進事業 ・支援者 1,477名 就職者数 870名	引き続き、区役所・支所に設置する福祉・就労支援コーナーにおいて、就労支援や求人情報を提供することにより、生活困窮者の就労支援に取り組む。
		7	障害福祉サービスの提供等による就労意欲のある障害のある人への支援	障害保健福祉推進室	障害者総合支援法に基づく就労系サービス(就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援)の提供等により、就労意欲のある障害のある人の就労の確保、定着を支援します。また、障害者職場実習・チャレンジ雇用推進事業、伝福連携・農福連携の取組等により、就労機会の創出や工賃の向上に向けた取組を推進します。	・障害者職場実習・チャレンジ雇用推進事業 ・京都市伝福連携担い手育成支援事業 ・農福連携による障害者雇用創出の更なる推進	実施済	○障害者職場実習・チャレンジ雇用推進事業 ・職場実習:18名 ・チャレンジ雇用(1か月):2名 ○京都市伝福連携担い手育成支援事業 ・補助事業者:4事業者 ○農福連携による障害者雇用の更なる推進 障害福祉サービス事業所と農林業者を対象に、農福連携事業の説明会及びマッチング会を開催。 (以下、主な実績) ・説明会及びマッチング会 ①京おくら(6/6)、農林業者:6名、福祉施設:22事業所(29名) ②京おくら(7/3)、農林業者:2名、福祉施設:2事業所(2名) ③京の黄真珠(7/4)、農林業者:8名、福祉施設:8事業所(13名) ・上記の取組等を通じて6組のマッチングが成立(京おくら、きゅうりの選別作業等) ・大原百井町産の菊芋を使用した「クッキー」の開発、規格外の小松菜を使ったパウンドケーキの製造、規格外の果物(苺)と野菜(トマト)を使ったいちごシロップとトマトソースの製造を実施。(2施設)	引き続き、障害者職場実習・チャレンジ雇用推進事業等により、障害のある人の就労機会の創出や工賃の向上に向けた取組を推進します。
		8	障害者就労支援プロモート事業等による障害のある人を雇用する企業等の開拓・支援	障害保健福祉推進室	福祉施設職員や利用者向けにスキルアップ研修会等の開催や障害者雇用に意欲のある企業等が障害者雇用の拡大に当たり必要なノウハウ等を提供する専門家派遣等を行う障害者就労支援プロモート事業を通して、障害のある人を雇用する企業等を開拓・支援します。	障害者就労支援プロモート事業	実施済	○障害者就労支援プロモート事業 【福祉事業所等の支援者・利用者向け研修】 「就労定着支援研修会～『働き続ける』を支援するために～」など8回／156名 【企業研修・セミナー等】 「障害者雇用を促進するデジタル業務を通じた職域拡大セミナー」など4回／86名 【専門家派遣】 申込事業者:5企業、利用回数:9回 【その他】 民生委員向けに障害者雇用にかかる講演会の実施 開催実績:1回／43名	引き続き、障害者就労支援プロモート事業による障害のある人を雇用する企業等の開拓・支援を推進する。
		9	京都若者サポートステーションにおける就労支援	健康長寿企画課	京都若者サポートステーションにおいて、就労の意思はあるものの様々な課題を抱えている人に対して、相談事業をはじめ、職業体験や就職セミナー等の支援プログラムを提供し、就労の確保、定着を推進します。	老人福祉センターの運営	実施済	実施済み／老人福祉センターの運営により、高齢者の社会参加を促進した。	老人福祉センターの運営により、高齢者の社会参加を促進する。
				育成推進課	京都若者サポートステーションの運営	実施済	15歳から49歳までの就労の意思はあるものの無業状態にある方を支援するため、専門職による相談事業等を実施し、個別・継続的な支援に取り組んだ。	引き続き、京都若者サポートステーションにおける就労支援を実施していく。	
		10	シルバー人材センターに対する支援等による高齢者の就労支援	健康長寿企画課	高齢者が長年にわたり培ってきた知識や経験等を生かすことのできる、臨時的・短期的な就業機会を提供しているシルバー人材センターに対する支援等により、高齢者の就労の確保を推進します。	シルバー人材センター運営補助事業	実施済	生きがいや追加的な収入を得たいという高齢者に対し、経験や能力を活かせる仕事を提供するシルバー人材センターへ支援を行った。	生きがいや追加的な収入を得たいという高齢者に対し、経験や能力を活かせる仕事を提供するシルバー人材センターへ支援を行う。
		11	市内企業等に対する広報・啓発による協力雇用主の開拓と地域社会の理解促進	福祉のまちづくり推進室	京都保護観察所、京都府就労支援事業者機構、コレワーク(矯正就労支援情報センター)等と連携し、市内企業等に対して、犯罪等をした人を雇用することの意義や協力雇用主の活動について周知し、参加を呼びかけるなど、保護観察所等が行う協力雇用主の開拓に協力します。また、様々な啓発活動により、犯罪等をした人の社会復帰を雇用を通じて支援する活動について、市民の理解促進を図ります。	再犯防止推進事業	実施済	・企業向けメールマガジンにて協力雇用主に関する周知啓発 ・協力雇用主等を紹介した啓発パネル展(上京区役所、下京区役所、南区役所、京都府主催のシンポジウム)の開催。 ・本市ホームページでの再犯防止や更生支援に関する啓発。 ・協力雇用主を検討している企業に対して本市再犯防止の取組等を説明し、新規開拓に協力。	引き続き、再犯防止や更生支援に関する理解促進に向け、啓発パネルや啓発冊子「あしたの京都」等を活用し、市内企業への啓発を行う。
				産業企画室	京都中小企業担い手確保・定着支援事業	実施済	京都市わかもの就職支援センターのメールマガジンにより、令和6年7月の再犯防止啓発月間に、協力雇用主の募集について企業向けに周知した。	引き続き、周知啓発等に随時協力する。	
		③ ボランティア活動への積極的な参加等、多様な社会の居場所へつなぐ取組を推進します。	1	社会とのつながりを深めるボランティア活動への参加の促進	地域自治推進室	京都市市民活動総合センターや京都市福祉ボランティアセンターにおいて、ボランティア情報の発信やボランティアを求める団体と活動を希望する市民とのコーディネートを行うことにより、市民のより活発な社会参加を促進します。	ボランティア・コーディネート事業 ※市民活動総合センターの指定管理業務として実施	実施済	市民活動総合センターにおいて、ボランティア・コーディネート事業を実施。 ＜実績＞(令和7年3月末時点) 情報提供件数:65件 仲介件数:701件 成立件数:1件(1,514人)
	福祉のまちづくり推進室				-		実施済	京都市福祉ボランティアセンターにおいては、ボランティア関連情報等について、月刊誌「ボランティアーズ京都」やホームページ、SNS等を通じて情報発信するとともに、市民等からの相談に対して、ボランティア情報の提供や紹介・コーディネートを行った。	引き続き、京都市福祉ボランティアセンターにおいて、ボランティア情報の発信やボランティア活動に関する相談の受付・コーディネート等を行う。
	2		高齢者・障害のある人等の社会参加の促進等、多様な居場所へつなぐ取組の推進	障害保健福祉推進室	健康長寿サロンなど高齢者の身近な通いの場の拡充、障害のある人の文化芸術活動や障害者スポーツの振興等により、高齢者や障害のある人等を社会の居場所へつなぐ取組を推進します。	こころのサポートふれあい交流サロン	実施済	精神障害のある方の居場所を確保するとともに、制度の狭間にある方(障害福祉サービスにつながらない方)であっても、安心して住み慣れた地域で暮らしているよう、市内12箇所に設置しているサロン運営を継続して実施した(委託事業)。	引き続き、事業を実施し、精神障害のある方等が安心して地域で暮らすことができるようサロン運営を継続して実施する。
				健康長寿企画課		高齢者の居場所づくり支援事業	実施済	健康長寿サロン 296箇所(令和6年度末) 地域の住民や団体が主体となって設置し、運営する通いの場である「健康長寿サロン」に対する支援(補助金の交付等)を実施。	地域の住民や団体が主体となって設置し、運営する通いの場である「健康長寿サロン」に対する支援(補助金の交付等)を実施予定。

京都市再犯防止推進計画に掲げる具体的な取組施策の状況について（柱2）

計画の柱	取組施策（中項目）	番号	取組施策（小項目）	担当課	取組内容	事業名（あれば記載）	令和6年度の取組状況		令和7年度の取組予定
2 ネットワークの充実による保健医療・福祉サービスの利用の促進	(1) 関係機関と連携し、生活困窮者、高齢者、障害のある人等に対する保健医療・福祉サービスの提供を推進します。	1	刑事司法関係機関等との連携による切れ目のない支援の推進【再掲】						
		2	ハンドブック「つながりながら」を活用した相談・支援機関につながりやすい環境整備【再掲】						
		3	京都市再犯防止推進会議による関係機関との連携強化と再犯防止の取組の着実な推進【再掲】						
		4	生活困窮者、高齢者、障害のある人等に対する保健医療・福祉サービスの提供	障害保健福祉推進室	保健福祉センター、地域包括支援センター、障害者地域生活支援センター等において、生活困窮者、高齢者、障害のある人等に対する保健医療・福祉サービスの提供を推進します。また、地域あんしん支援員等により、制度の狭間や支援を拒否する人など、支援につながりにくい人への働き掛けを行い、保健医療・福祉サービスの利用促進を図ります。	なし	実施済	保健福祉センター、障害者地域生活支援センター等と連携し、障害のある人に対する障害福祉サービスの提供を行った。	引き続き保健福祉センター、障害者地域生活支援センター等と連携し、障害のある人に対する障害福祉サービスの提供を行う。
				福祉のまちづくり推進室		地域あんしん支援員設置事業	実施済	地域あんしん支援員が地域や関係機関との連携のもと、複合的な課題を抱える支援対象者を適切な制度やサービス等の支援に結びつけるなど、生活課題の改善等に取り組んでいる。（事業開始時（平成26年）から令和7年3月末時点の累計支援世帯数：364世帯）	引き続き、地域あんしん支援員が地域や関係機関と連携のもと、複合的な課題を抱える支援対象者を適切な制度やサービス等に結びつけるなど、支援につながりにくい人へ働き掛けを行い、保健医療・福祉サービス提供の推進に取り組んでいく。
				介護ケア推進課		地域包括支援センター運営事業	実施済	市内61箇所に設置する高齢サポート（地域包括支援センター）において、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職員が、各専門分野の視点を活かしながら互いに連携し、地域に暮らす高齢者の介護・福祉・健康・医療に関する相談等に対応している。また、一人暮らし高齢者への訪問活動等を通じて、支援が必要な高齢者を把握し適切な支援につなぐとともに、地域の関係機関との連携を深め、地域の支援ネットワーク構築を進めている。	令和7年度も引き続き、市内61箇所に設置する高齢サポート（地域包括支援センター）において、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職員が、各専門分野の視点を活かしながら互いに連携し、地域に暮らす高齢者の介護・福祉・健康・医療などに関する相談等に対応していく。また、一人暮らし高齢者への訪問活動等を通じて、支援が必要な高齢者を把握し適切な支援につなぐとともに、地域の関係機関との連携を深め、地域の支援ネットワーク構築を進めていく。
		5	京都保護観察所が開催する関係機関連絡協議会への参画による保健医療・福祉サービスの円滑な提供に向けた連携強化	障害保健福祉推進室	京都保護観察所が開催する関係機関連絡協議会に参画し、保健医療・福祉サービスの円滑な提供について情報交換、情報共有を行うなど、関係機関との連携強化を図ります。	なし	実施済	令和6年12月11日 医療観察制度運営連絡協議会（京都保護観察所開催）に出席し、関係機関と情報共有等を行った。	引き続き、医療観察制度対象者の地域処遇が円滑に実施されるよう、関係機関と連携を図る。
				福祉のまちづくり推進室		再犯防止推進事業	実施済	令和7年2月10日 高齢・障害により自立が困難な矯正施設被収容者・出所者等の地域生活定着支援のための連絡協議会に出席し、保健医療・福祉サービスの円滑な提供に向けた連携強化を図った。	引き続き、高齢・障害により自立が困難な矯正施設被収容者・出所者等の地域生活定着支援のための連絡協議会に参画し、保健医療・福祉サービスの円滑な提供に向けた連携強化を図る。
	(2) 関係機関と連携し、薬物依存等からの回復支援を推進します。	1	こころの健康増進センターにおける総合的な依存症対策の推進	こころの健康増進センター	こころの健康増進センター（精神保健福祉センター）を依存症者に対する相談拠点に位置付け、薬物等の問題を抱える本人及び家族を対象とした薬物依存症・ギャンブル等依存症外来を設置するなど、同センターにおいて依存症対策を総合的に推進します。	精神保健福祉センター事業（依存症対策総合支援事業）	実施済	アルコール、薬物、ギャンブル等依存に関する相談員による相談、及び専門医による外来を実施 ○電話相談件数 158件 ○来所相談件数 58件 ○外来受診数 57件	アルコール、薬物、ギャンブル依存等の問題を抱える本人及び家族の相談等を実施し、依存症対策を総合的に推進する。
		2	依存症専門医療機関の選定等による依存症者に対する医療の提供体制の確保	障害保健福祉推進室	アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症を対象とする依存症専門医療機関の選定等を進めることにより、依存症者に対する医療の提供体制の確保を図ります。	なし	実施済	府市協調で5か所の医療機関を選定済み（令和7年3月現在）	引き続き、選定基準を満たす医療機関からの申請があれば、京都府と連携しながら、依存症専門医療機関の選定等を進めることにより、依存症者に対する医療の提供体制の確保を図る。
		3	薬物依存症回復支援プログラム「KEEP」の実施等による依存症者の回復支援と再発の予防	こころの健康増進センター	薬物問題に悩む本人が自己理解を深め、依存症からの回復を目指す薬物依存症回復支援プログラム「KEEP」の実施等により、薬物依存症者に対する回復支援や再発予防に取り組みます。	精神保健福祉センター事業（依存症対策総合支援事業）	実施済	薬物依存症者に対する回復支援や再発予防の実施 ○薬物依存症回復支援プログラム（認知行動療法に基づく治療・回復プログラム） 回数 18回 参加人数 70人	引き続き、薬物問題に悩む本人が自己理解を深め、再発の危険なサインに気づくなど、依存症からの回復を支援する。
		4	アルコール・薬物依存症家族支援プログラムの実施による依存症者の家族に対する支援	こころの健康増進センター	講義及びグループワーク形式のアルコール・薬物依存症家族支援プログラムの実施により、依存症者の家族に対する支援に取り組めます。	精神保健福祉センター事業（依存症対策総合支援事業）	実施済	アルコール、薬物依存症家族に対する支援の実施 ○アルコール・薬物依存症家族支援プログラム 回数 10回 参加人数 77人	引き続き、アルコール、薬物依存症の家族等への支援を実施する。
		5	依存症者支援実務者連絡会議の開催等を通じて、地域における依存症に関する情報や課題を共有し、依存症者の回復支援に関する地域のネットワークを構築することで、包括的な支援を実施します。	こころの健康増進センター	依存症者支援実務者連絡会議の開催等を通じて、地域における依存症に関する情報や課題を共有し、依存症者の回復支援に関する地域のネットワークを構築することで、包括的な支援を実施します。	精神保健福祉センター事業（依存症対策総合支援事業）	実施済	依存症専門医療機関、相談拠点機関等と依存症者支援実務者連絡会議を開催 ○第1回 令和6年10月17日 ○第2回 令和7年2月5日	依存症者支援に関する関係機関の連携促進のため、引き続き開催する。
		6	医療関係者、保健福祉関係者、刑事司法関係者等に対する薬物依存症者の回復支援に関する研修の実施	こころの健康増進センター	薬物依存の問題を抱える方を支援する関係者（医療、保健福祉、刑事司法等）に対する研修を定期的に実施することにより、薬物依存からの回復支援に関する正しい知識・技術の普及に努め、関係者同士の連携強化を図ります。	精神保健福祉センター事業（依存症対策総合支援事業）	実施済	地域リハビリテーション推進研修の実施 ○嗜癖と依存 回数 1回 参加人数 86人	引き続き、医療、福祉等の関係者を対象として依存症の回復支援の関する研修を実施する。
		7	活動周知の協力等、依存症者の自助グループ等の活動に対する支援	こころの健康増進センター	こころの健康増進センターが発行する広報物や主催研修会・講演会等において、依存症者の自助グループや回復支援施設の活動周知の協力等を行うことにより、利用拡大と市民理解の促進を図ります。	精神保健福祉センター事業（依存症対策総合支援事業）	実施済	ギャンブル、アルコール依存症の自助グループ活動の支援（活動支援室の貸出） ○回数 92回 参加人数 846人	引き続き、ギャンブル、アルコール依存症の自助グループ活動への支援を実施する。
	(3) 薬物依存に関する理解が市民に広がるよう、関係機関と連携した広報・啓発活動を実施します。	1	啓発活動による薬物依存症は適切かつ継続的な治療・支援により回復することができる病気であることの理解促進	こころの健康増進センター	「薬物問題について考える講演会」の開催やリーフレットの配布等の啓発活動により、薬物依存症は適切かつ継続的な治療・支援により回復することができる病気であることの知識を深め、依存症者の回復への見守りや支援につながるよう理解促進を図ります。	精神保健福祉センター事業（依存症対策総合支援事業）	実施済	薬物問題について考える講演会の開催 ○令和7年1月22日 参加人数 98人	引き続き、関係機関と協力し講演会等を開催し、啓発活動を実施する。
		2	きょうと薬物乱用防止行動府民会議や京都府薬物乱用対策推進本部への参画による関係機関と連携した総合的な薬物乱用防止対策の推進	医療衛生企画課	きょうと薬物乱用防止行動府民会議や京都府薬物乱用対策推進本部に参画し、京都府や刑事司法関係機関と連携して、未然防止や再乱用防止に取り組むなど、総合的な薬物乱用防止対策を推進します。	薬物乱用防止啓発事業	実施済	○薬物乱用防止啓発ポスターを作成し、教育機関（小中高大）及び関係団体等に配布（配布数1,906枚） ○薬物乱用防止啓発動画を作成し、SNS等で広告配信（youtube：41,730回表示/3か月間、Instagram：395,312回表示/3か月間） ○薬物乱用防止指導員等の市民団体等が、講演会や啓発活動を行う際の薬物情報の提供、薬物乱用防止啓発資料の貸出・提供（31件実施） ○薬物乱用防止教室の講師派遣（3件実施）	ポスターや啓発資料の貸出・配布、講師の派遣等により薬物乱用防止啓発を引き続き実施するとともに、SNSでの啓発動画の広告配信について、年間3か月間から通年配信に拡大する。さらに、近年若年層の間で問題となっている市販薬のオーバードーズに関する啓発動画を新たに作成し、映画館等の広告で配信することで、より効果的な啓発を行う。このほか、大麻やオーバードーズ等の正しい知識をもってもらうため、若年層への講習会の充実を図る。

京都市再犯防止推進計画に掲げる具体的な取組施策の状況について（柱3）

計画の柱	取組施策（中項目）	番号	取組施策（小項目）	担当課	取組内容	事業名（あれば記載）	令和6年度の取組状況		令和7年度の取組予定
3 非行の未然防止、犯罪等をした少年への継続した学びの支援	(1) 児童生徒の非行の未然防止等を目的とした取組を推進します。	1	民間団体への支援を通じた生きづらさを抱える若年者の居場所づくりの推進	福祉のまちづくり推進室	民間団体による若年者を対象とした再犯防止に資する活動への支援を通じ、生きづらさを抱える若年者が必要な支援につながるができる居場所づくりを推進します。	再犯防止推進事業	実施済	令和3年6月に創設した「京都市生きづらさを抱える若年者の居場所づくり等支援事業補助金」について、これまで、若年者に対する事業を対象としていたが、民間団体がより効果的に事業を行えるよう、令和6年度から対象を拡大。令和6年度は5団体に交付を行った。 (交付した民間団体による取組内容) 居場所の提供、相談支援活動、当事者参加型のワークショップなど	引き続き、生きづらさを抱える者が必要な支援につながるができるよう、居場所づくり等を推進する。また、必要に応じて、補助交付団体がより効果的に事業を行えるよう補助制度の見直しを検討する。
		2	警察官やスクールサポーター等を講師とした非行防止教室の実施による子どもの規範意識の育成	生徒指導課	学校に警察官やスクールサポーター（警察OB）等を講師として招き、暴力・万引き・いじめ・ネット利用・薬物乱用・性課題等に関する講義を行う非行防止教室を実施することにより、子どもの規範意識を育みます。	非行防止教室を全市立学校において実施	実施済	非行防止教室を全市立学校において実施。	引き続き、非行防止教室の全校実施を目標に、子どもの規範意識の育成を推進する。
		3	薬物乱用防止教育スタンダードに基づく学校における体系的な薬物防止教育の推進	体育健康教育室	薬物乱用防止教育スタンダードに基づき、薬物乱用防止教室、喫煙防止教育などに取り組み、学校における体系的な薬物乱用防止教育を推進します。	なし	実施済	令和6年6月18日、小・中・高・総合支援学校の担当教員を対象に「薬物乱用防止教室実施に向けた研修会」を開催。京都府警察等と連携し、児童生徒向けの薬物乱用防止教室を全校で実施。	引き続き、令和6年度と同様の取組を実施する。
		4	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置による児童生徒及び保護者に対する相談支援	生徒指導課	京都市立学校に配置しているスクールカウンセラーが児童生徒や保護者に対し様々な悩みの相談に応じるとともに、スクールソーシャルワーカーが学校と関係機関の連携を図るなど、支援体制の強化に取り組みます。	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業	実施済	・一部小規模校を除く全市立学校・教育支援センターで、年間280時間以上のスクールカウンセラーを配置。 ・全中学校区及び定時制高校にスクールソーシャルワーカーを配置。	・一部小規模校を除く全市立学校・教育支援センターで、年間280時間以上のスクールカウンセラーを配置。 ・全中学校区及び定時制高校にスクールソーシャルワーカーを配置。
		5	学校と関係機関との連携強化と生徒指導上の課題への組織的対応力の向上	生徒指導課 生涯学習部	京都市中学校補導連盟連絡協議会において、生徒指導に関する情報交換や問題行動の未然防止に関する研修等を実施することにより、参加機関との連携を強化するとともに、中学校における生徒指導上の課題への組織的対応力の向上を図ります。	地域生徒指導連絡協議会 京都市中学校補導連盟連絡協議会等の取組	実施済	地域生徒指導連絡協議会（PTA、少年補導委員会、自治連合会、学校教職員等で中学校区ごとに組織）では、地域における児童・生徒の健全育成、問題行動を防止するため、パトロールやあいさつ運動など、地域に根差した様々な活動を実施。令和6年度は、学校運営協議会と地域生徒指導連合会の一体的推進の趣旨に鑑み、「京都市地域生徒指導連合会」研修会に代えて、コミュニティ・スクール研修会を1月28日に実施。小中合同学校運営協議会の意義と子どもの発達段階を踏まえた地域学校協働活動や、自校の現状や協働活動の在り方について研修等を実施。	地域生徒指導連絡協議会（PTA、少年補導委員会、自治連合会、学校教職員等で中学校区ごとに組織）では、地域における児童・生徒の健全育成、問題行動を防止するため、パトロールやあいさつ運動など、地域に根差した様々な活動を実施。また、学校運営協議会と地域生徒指導連合会の一体的推進の全市組織である地域生徒指導連合会では、地域学校協働に関するテーマで研修会（年1回）を実施。令和7年度は、1～2月頃に1回実施予定。
		6	児童相談所における触法行為等に対する相談の受付及び継続した指導・支援の実施	児童福祉センター、第二児童福祉センター	児童相談所において、触法行為や虐待等の相談を受け付け、学校、少年サポートセンター等の関係機関及び地域の関係者と連携して、継続した指導・支援を実施します。	なし	実施済	触法行為や虐待等の相談を受け付け、学校、少年サポートセンター等の関係機関及び地域の関係者と連携して、継続した指導・支援を実施している。	触法行為や虐待等の相談を受け付け、学校、少年サポートセンター等の関係機関及び地域の関係者と連携して、継続した指導・支援を実施する。
		7	京都少年鑑別所（法務少年支援センター）が開催する地域援助推進協議会への参画等、関係機関との連携強化による児童相談所における相談支援の充実	児童福祉センター、第二児童福祉センター	京都少年鑑別所（法務少年支援センター）が開催する地域援助推進協議会へ参画する等、関係機関との連携を強化するとともに、同鑑別所による心理相談、指導方法の提案等の個別援助を活用することにより、児童相談所における相談支援の充実を図ります。	なし	実施済	京都少年鑑別所（法務少年支援センター）等、関係機関との連携を強化するとともに、同鑑別所による心理相談、指導方法の提案等の個別援助を活用することにより、児童相談所における相談支援の充実を図っている。	京都少年鑑別所（法務少年支援センター）等、関係機関との連携を強化するとともに、同鑑別所による心理相談、指導方法の提案等の個別援助を活用することにより、児童相談所における相談支援の充実を図る。
		8	青少年活動センターにおける非行少年の立ち直り支援や若者が安心して過ごせる居場所づくりによる自己成長の支援	育成推進課	青少年活動センターにおいて、ボランティア活動等の支援プログラムを活用した非行少年の立ち直り支援や若者が安心して過ごせる居場所づくりに取り組むことにより、様々な悩みを抱える青少年の自己成長を支援します。	立ち直り支援事業清掃活動	実施済	京都府健康福祉部家庭支援課（ユースアシスト）・京都家庭裁判所・京都市が連携実施している「非行少年等立ち直り支援事業」に協力し、月に1回北青少年活動センター周辺地域の清掃活動（延べ88名）を行った。また、複数の青少年活動センターを学習支援場所（延べ159名）として提供し、日常的な居場所としての関係づくりを行った。	引き続き、他機関と連携しながら活動を行う。
		9	非行防止、犯罪予防等の活動や「社会を明るくする運動」に対する助成等、保護司の活動への支援	育成推進課	非行防止活動、保護観察を主とした更生保護活動及び毎年7月に実施される「社会を明るくする運動」の諸活動に対する助成を行うなど、保護司の活動を支援します。	保護司活動への支援	実施済	非行防止活動、保護観察を主とした更生保護活動に対して助成した。	引き続き、更生保護活動に対する助成と、保護司活動の周知を行う。
		10	京都市少年補導委員会等と連携した青少年の非行防止や健全育成の推進	育成推進課	青少年の非行・被害防止全国強調月間（7月）を中心に、少年補導・育成団体等と連携して、青少年の非行防止や健全育成を推進します。	京都市少年補導委員会等との連携	実施済	京都市少年補導委員会等が実施する事業に参画し、少年補導・育成団体等と連携した啓発活動等を行った。	引き続き、京都市少年補導委員会等が実施する事業に参画し、少年補導・育成団体等と連携した啓発活動等を行う。
		11	子ども食堂など地域団体等が実施する子どもの居場所づくりの取組への支援による社会的孤立の防止	子ども家庭支援課	子ども食堂や学習支援といった、地域や民間団体により実施されている子どもの居場所づくりの取組に対する支援コーディネーター派遣など、より多くの地域で継続的に行われていくための支援を実施することにより、子どもの社会的孤立を防止します。	子どもの居場所づくり「支援の輪」サポート事業	実施済	令和2年から、子ども食堂等の子どもの居場所が、支援を必要とする子どもや家庭を適切な機関につなぐ「気づきの窓口」となるよう、居場所への現地訪問や情報提供、相談支援などの取組を行っている。また、市民や企業からの寄付を適切に寄付先につながるなどの支援等を行い、子どもの居場所づくりに取り組む団体が、継続して取組を実施することができるよう支援を実施。	引き続き、子どもの居場所づくりに取り組む団体が、継続して取組を実施することができるよう、情報発信や市民や企業からの寄付を適切に寄付先につながるなどの支援を充実させる等、必要な支援を行う。
		12	京都府が開催する非行少年等立ち直り支援ネットワーク推進連絡会議への参加による関係機関と連携した非行少年等に対する支援の推進	育成推進課	京都府が開催する非行少年等立ち直り支援ネットワーク推進連絡会議に参加し、京都府や京都少年鑑別所、京都保護観察所等との意見交換、情報共有を行うなど、関係機関と連携した非行少年等に対する支援を推進します。	非行少年等立ち直り支援ネットワーク推進連絡会議への参画	実施済	例年、年1～2回程度開催される会議に参画し、関係機関と非行少年等の立ち直りに関することを情報共有した。	引き続き、会議に参画することにより、関係機関と連携した非行少年等に対する支援を行う。
	(2) 課題のある少年の継続した学びの支援を推進します。	1	少年院、少年鑑別所等に入院、入所した児童生徒に対する円滑な復学・進学や再非行防止等に向けた支援の実施	生徒指導課	少年院、少年鑑別所等に入院、入所した児童生徒について、学校が関係機関と連携して、適切に学籍や学習評価等についての配慮を行うなど、円滑な復学・進学や再非行防止等に向けた支援を実施します。	—	実施済	少年院、少年鑑別所等の関係機関と学校が連携し、円滑な復学・進学等に向けて支援を実施。	引き続き、課題のある少年へ継続して学びの支援を推進する。
		2	高校進学に課題を抱える中学生等に対する学習支援の推進	育成推進課 子ども家庭支援課	学習習慣づくりや安心して過ごせる居場所づくりなど、高校進学に課題を抱える中学生等に対する学習支援を推進します。	①生活保護世帯等生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業 ②ロビープログラム ③生活保護世帯等生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業	実施済	①市内11区・3支所全ての管内における18箇所 で学習支援事業を実施。（登録者数：281人 ※令和7年3月末時点） ②各青少年活動センターのロビーを利用している青少年に対し、勉強の合間に息抜きができるようなレクリエーションを不定期に開催した。 ③市内11区・3支所全ての管内における18箇所 で学習支援事業を実施。（登録者数：281人 ※令和7年3月末時点）	①引き続き、学習習慣づくりや安心して過ごせる居場所づくりなど、高校進学に課題を抱える中学生等に対する学習支援を推進する。 ②引き続き、安心して過ごせる居場所づくりに向けてプログラムの提供を行う。 ③引き続き、学習習慣づくりや安心して過ごせる居場所づくりなど、高校進学に課題を抱える中学生等に対する学習支援を推進する。また、令和7年度からは新たに模擬試験受験料の助成を行い、支援の更なる充実を行う。

京都市再犯防止推進計画に掲げる具体的な取組施策の状況について（柱４）

計画の柱	取組施策（中項目）	番号	取組施策（小項目）	担当課	取組内容	事業名（あれば記載）	令和6年度の取組状況		令和7年度の取組予定
4 犯罪等をした人の年齢や特性に応じた効果的な支援の実施	(1) 地域再犯防止推進モデル事業の結果を踏まえ、若年者に対する効果的な支援を実施します。	1	民間団体への支援を通じた生きづらさを抱える若年者の居場所づくりの推進【再掲】						
		2	犯罪等をした若年者に対する効果的な支援モデルの提示	福祉のまちづくり推進室	地域再犯防止推進モデル事業の結果や民間団体の取組事例を市民や支援団体等に広く発信するなど、犯罪等をした若年者に対する効果的な支援モデルを提示します。	再犯防止推進事業	実施済	民間団体の取組等について本市ホームページや啓発パネル、啓発冊子により情報を発信。	引き続き、民間団体の取組等について本市ホームページや啓発パネル、啓発冊子により情報を発信していく。
	(2) 地域再犯防止推進モデル事業として作成したハンドブック「つながつながる」の活用により、困りごとに応じた支援につなげる取組を推進します。	-	ハンドブック「つながつながる」を活用した相談・支援機関につながりやすい環境整備【再掲】						
	(3) 本市の各種行政計画や各種施策において、再犯防止の視点を取り入れ、犯罪等をした人が取り残されないようにします。	-	本市の様々な行政計画や施策への再犯防止の視点の導入	福祉のまちづくり推進室	本市の様々な行政計画や施策に再犯防止の視点を取り入れることにより、本市の各種施策において犯罪等をした人が取り残されないようにします。	再犯防止推進事業	実施済	京都市基本計画や京都市人権文化推進計画に再犯防止の視野を取り入れている。また、各種施策に再犯防止の視点を取り入れられるよう全庁的な周知や個別の働きかけを行っている。	引き続き、本市の施策等に再犯防止の視点を取り入れるよう、適宜働きかけを行う。

京都市再犯防止推進計画に掲げる具体的な取組施策の状況について（柱５）

計画の柱	取組施策（中項目）	番号	取組施策（小項目）	担当課	取組内容	事業名（あれば記載）	令和6年度の取組状況		令和7年度の取組予定
５ 民間協力者の活動との更なる連携・広報・啓発活動の推進による地域社会の理解促進	(1) 民間協力者との連携を強化するとともに、その活動を支援します。	1	京都市再犯防止推進会議における関係機関との連携強化と再犯防止の取組の着実な推進【再掲】						
		2	活動の周知や担い手募集の協力等による民間協力者の活動への支援	福祉のまちづくり推進室	本市のホームページや広報誌において、民間協力者（保護司、更生保護女性会、BBS会等）の活動の周知や担い手募集の協力等を行うことにより、民間協力者の活動を支援します。	再犯防止推進事業	実施済	本市ホームページや啓発パネル、SNS、大学での出前トーク等において、民間協力者の活動の周知や担い手募集の協力を行った。	引き続き、広報の協力等を中心に、活動支援を行っていく。
		3	非行防止、犯罪予防等の活動や「社会を明るくする運動」に対する助成等、保護司の活動への支援【再掲】						
		4	京都市少年補導委員会等と連携した青少年の非行防止や健全育成の推進【再掲】						
		5	市職員に対する保護司など民間協力者の活動への理解と参加の促進	福祉のまちづくり推進室	本市の職員研修等において、保護司の活動について紹介するなど、民間協力者に対する本市職員の理解や退職後の参加を促進します。	再犯防止推進事業	中止	—	本市職員に向けた憲法月間講座等において、再犯防止の取組の研修・啓発を行う。
				育成推進課		保護司活動への支援	実施済	保護司の人材確保のため、本市定年退職予定者向けの冊子を通じて、保護司活動の周知を行った。	引き続き、保護司活動の周知を通じて、民間協力者の活動への理解と参加の促進を図る。
	(2) 再犯防止の取組や刑務所出所者等の社会復帰支援の重要性について理解を促進するための広報・啓発活動を実施します。	1	再犯防止・更生支援に関する理解促進に向けた市民・事業者等への啓発	福祉のまちづくり推進室	再犯防止啓発月間（7月）を中心に、市民、事業者等に対して、再犯防止・更生支援についての理解を深める啓発を実施します。	再犯防止推進事業	実施済	啓発冊子「あしたの京都」を活用し、市民や市内事業者等に周知、市内大学において再犯防止に関する授業を実施することで、再犯防止・更生支援に対する社会理解の促進につながる啓発活動を行った。 また、市内矯正施設や民間協力者等と連携し、令和6年12月にゼスト御池にて再犯防止の啓発イベントを開催した。 このほか、文化市民局共生社会推進室と連携し、令和6年8月発行のきょう☆COLOR vol.21において、再犯防止に関する記事を掲載した。	啓発冊子「あしたの京都」を活用し、市民や市内事業者等に周知する他、市内大学において再犯防止に関する授業を実施することで、再犯防止・更生支援に対する社会理解の促進や民間協力者の担い手確保につなげる。 また、市内矯正施設や民間協力者等と連携し、再犯防止の啓発イベントの開催等を検討する。
		2	市民、地域や関係機関等と連携した犯罪防止に関する総合的な取組の推進	くらし安全推進課	世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動など市民が安心して生活でき、安全な地域社会を実現するための各種取組を進めていく中で、市民、地域、関係機関等と連携した犯罪防止などの普及啓発を推進します。	世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動	実施済	「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」の取組において、市民、地域、関係機関等と連携した犯罪防止などの普及啓発を推進する。 （主な取組） ○全市事業 全市的に緊急的な対策を講じる必要のある犯罪等への取組を推進（民間事業者と連携した安心安全推進事業など） ○各区の取組 各行政区において、地域特性や課題等に応じた取組を推進（地域防犯活動（青色防犯パトロール活動等）の推進など）	引き続き、市民、地域関係機関等と連携した犯罪防止などの普及啓発を推進する。
		3	非行防止、犯罪予防等の活動や「社会を明るくする運動」に対する助成等、保護司の活動への支援【再掲】						
		4	民間ボランティアの顕彰による民間ボランティアの活動に対する市民理解の促進	福祉のまちづくり推進室	地域の安全・安心に貢献した民間協力者を顕彰することにより、民間協力者の活動や意義を広く発信し、再犯防止、更生支援に関する市民理解の促進を図ります。また、国の顕彰制度に候補者を積極的に推薦します。	再犯防止推進事業	中止	—	地域の安全・安心に貢献する民間協力者の顕彰について検討していく。
				育成推進課		京都市自治記念式典における表彰	実施済	永年にわたって本市青少年の健全育成と非行青少年の更生保護活動に尽力された方を「令和6年度京都市自治記念式典」の被表彰者に内申した（表彰授与済み）。	引き続き、「京都市自治記念式典」に内申する。

京都市再犯防止推進計画に掲げる具体的な取組施策の状況について（柱6）

計画の柱	取組施策（中項目）	番号	取組施策（小項目）	担当課	取組内容	事業名（あれば記載）	令和6年度の取組状況		令和7年度の取組予定
6「再犯防止×京都の文化力」の視点による取組の推進	(1) 京都の文化力を活用した矯正施設入所者等の更生意欲等を高める取組を実施します。	1	京都の文化力をいかした矯正施設入所者等に対する更生意欲等の喚起	福祉のまちづくり推進室	京都刑務所や京都少年鑑別所等と連携して、伝統文化に触れる機会の提供など豊かな人間性を育む京都の文化力をいかした取組を展開することにより、矯正施設入所者等の更生意欲や自己肯定感を高めます。	再犯防止推進事業	実施済	産業観光局や東山青少年活動センターと連携し、京都少年鑑別所、京都拘置所において、伝統産業体験（染色体験、京指物づくり体験）を計3回開催。	引き続き、刑事司法関係機関において伝統産業の制作体験を実施し、在所者の更生意欲の喚起を行う。
	(2) 地域社会で孤立させない切れ目のない支援や周囲との良好な人間関係の構築のため、京都の文化の体験を通した居場所づくりや支援者等とのつながりづくりを推進します。	2	民間団体への支援を通じた生きづらさを抱える若年者の居場所づくりの推進【再掲】						